

【レジメ 4】

H26. 1. 23 内閣府主催／公金の債権回収業務に関する法務研修

参照条文

民法

(時効の効力)

第一四四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第一四五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第一四六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中断事由)

第一四七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

(催告)

第一五三条 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(消滅時効の進行等)

第一六六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第一六七条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

【レジメ4】

(消費貸借)

第五八七条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(財産の管理及び代表)

第八二四条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

(利益相反行為)

第八二六条 親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

2 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

商法

(一方的商行為)

第三条 当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する。

2 当事者の一方が二人以上ある場合において、その一人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

(定義)

第四条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

2 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

(絶対的商行為)

第五〇一条 次に掲げる行為は、商行為とする。

- 一 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
- 二 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為

【レジメ4】

- 三 取引所においてする取引
- 四 手形その他の商業証券に関する行為

(営業的商行為)

第五〇二条 次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

- 一 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
- 二 他人のためにする製造又は加工に関する行為
- 三 電気又はガスの供給に関する行為
- 四 運送に関する行為
- 五 作業又は労務の請負
- 六 出版、印刷又は撮影に関する行為
- 七 客の来集を目的とする場屋における取引
- 八 両替その他の銀行取引
- 九 保険
- 十 寄託の引受け
- 十一 仲立ち又は取次ぎに関する行為
- 十二 商行為の代理の引受け
- 十三 信託の引受け

(附属的商行為)

第五〇三条 商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。

- 2 商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。

(商事消滅時効)

第五二二条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

会社法

(商行為)

第五条 会社（外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

【レジメ4】

民事訴訟法

(将来の給付の訴え)

第一三五条 将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合限り、提起することができる。

(訴え提起前の和解)

第二七五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 申立人又は相手方が第一項の和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、和解が調わないものとみなすことができる。

4 第一項の和解については、第二百六十四条及び第二百六十五条の規定は、適用しない。

(和解に代わる決定)

第二七五条の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第3項の期間の経過時から5年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

3 第1項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

4 前項の期間内に異議の申立てがあったときは、第1項の決定は、その効力を失う。

5 第3項の期間内に異議の申立てがないときは、第1項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

【レジメ 4】

破産法

(法人の存続の擬制)

第三五条 他の法律の規定により破産手続開始の決定によって解散した法人又は解散した法人で破産手続開始の決定を受けたものは、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなす。

民事再生法

(届出再生債権者等の権利の変更)

第一七九条 再生計画認可の決定が確定したときは、届出再生債権者及び第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する再生債権者の権利は、再生計画の定めに従い、変更される。

- 2 前項に規定する再生債権者は、その有する債権が確定している場合に限り、再生計画の定めによって認められた権利を行使することができる

憲法

第八四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

地方自治法

第二条

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。
町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第一四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて [第2条](#) 第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがあ

【レジメ 4】

る場合を除くほか、条例によらなければならない。

- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第九六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
12. 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下本号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下本号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

2 省略

第九八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。《改正》平11法087 《改正》平16法140

- 2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段（監査の実施に関する政令への委任）の規定を準用する。

第一八〇条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

【レジメ 4】

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第一九九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

(2項以下 略)

第二二三条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第二二四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第二二五条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二二六条 市町村は、第 238 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

第二二七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二三一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

【レジメ 4】

- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前4項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 以下省略

(金銭債権の消滅時効)

- 第二三六条** 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、[民法](#)（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、[民法第153条](#)（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(債権)

- 第二四〇条** この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
 - 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
 - 4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 [地方税法](#)（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和17年法律第11号）又は国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 四 預金に係る債権
 - 五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 六 寄附金に係る債権
 - 七 基金に属する債権

【レジメ 4】

＜地方自治法施行令＞

(督促)

第一七一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法 [第 231 条の 3](#) 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第一七一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法 [第 231 条の 3](#) 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法 [第 231 条の 3](#) 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、[第 171 条の 5](#) の措置をとる場合又は [第 171 条の 6](#) の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第一七一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、[第 171 条の 6](#) 第 1 項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(徴収停止)

第一七一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

【レジメ 4】

2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第一七一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）

について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第一百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれ

に近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金

【レジメ 4】

に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(住民監査請求)

第二四二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2項以下 省略

(住民訴訟)

第二四二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第4項の規定による監査若しくは勧告を同条第5項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

2項以下 省略

【レジメ 4】

附則

第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

国の債権の管理等に関する法律

（管理の基準）

第一〇条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

地方公務員法

（懲戒）

第二九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1. この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
2. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
3. 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（秘密を守る義務）

第三四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

【レジメ４】

地方税法

(同族会社の第二次納税義務)

第十一条の四 滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第二条第十号に規定する会社に該当する会社(以下本章において「同族会社」という。)の株式又は出資を有する場合において、その株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産(当該株式又は出資を除く。)につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その者の有する当該株式又は出資(当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限(この法律又はこれに基づく条例の規定により地方税を納付し、又は納入すべき期限(修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収の猶予に係る期限その他政令で定める期限を除く。))をいい、地方税で納期を分けているものの第二期以降の分については、その第一期分の納期限をいい、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税の当該期限をいう。以下本章において同じ。)の一年前までに取得したものを除く。)の価額を限度として、当該会社は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 以下省略

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかつたとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号の一に該当する事実に類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日)から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に

【レジメ 4】

基き、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 以下省略

(徴収猶予の効果)

第十五条の二 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる。

3 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（[国税徴収法第七十二条第一項](#) に規定する無体財産権等をいう。第十六条の四第十項において同じ。）があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭をその猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の果実又は財産が金銭以外の財産であるときは、第一項の規定にかかわらず、その財産につき滞納処分をし、その換価代金等（[国税徴収法第二百二十九条第一項](#) に規定する換価代金等をいう。以下同じ。）を猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

(徴収猶予の取消し)

第十五条の三 第十五条の規定により地方団体の徴収金について徴収の猶予を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一 第十五条第一項後段（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき。

二 第十六条第三項の規定により担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する地方団体の長の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受けた者

【レジメ 4】

の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

- 3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(換価の猶予の要件等)

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

- 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

- 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

- 2 地方団体の長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

- 3 第十五条第一項後段、第三項及び第四項前段並びに第十五条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。この場合において、第十五条第三項本文中「納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

(換価の猶予の取消し)

第十五条の六 換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

- 一 第十五条の三第一項第一号又は第二号の規定に該当する事実があるとき。

- 二 前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

- 三 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるとき。

- 2 第十五条の三第三項の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。

【レジメ 4】

- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(担保の徴取)

第十六条 地方団体の長は、第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 国債及び地方債
- 二 以下省略

2 省略

- 3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

(地方税の消滅時効)

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

- 一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

【レジメ 4】

- 二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日
- 2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
- 3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中断及び停止)

第十八条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

- 一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間
 - 二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間
 - 三 交付要求 その交付要求がされている期間(この法律においてその例によるものとされる [国税徴収法第八十二条第二項](#)の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。)
- 2 前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われぬ。
- 3 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下本項において同じ。)に係るものの時効は、当該地方税の前条第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該処分又は行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。
- 一 納付又は納入に関する告知(延滞金及び加算金に係るものを除く。) 当該告知に係る文書が発せられた日
 - 二 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出 当該申告書が提出された日
- 4 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予に係る部分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。
- 5 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。

【レジメ 4】

(官公署等への協力要請)

第二〇条の一一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(秘密漏えいに関する罪)

第二二条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(法人の道府県民税に係る督促)

第六六条 法人の道府県民税の納税者が納期限（第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人の道府県民税について同じ。）までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十五条の四第一項の規定によつて徴収猶予をした道府県民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権)

第二九八条 市町村の徴税吏員は、市町村民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 給与支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者

【レジメ 4】

四 前三号に掲げる者以外の者で当該市町村民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 以下省略

(市町村民税に係る滞納処分)

第三三一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関([破産法第百十四条第一号](#)に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で [国税徴収法第八十六条第一項](#) 各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、[国税徴収法](#) に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(国税徴収法 の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三三三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条 の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条 の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条 に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若し

【レジメ 4】

くは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 以下省略

国税徴収法

(目的)

第一条 この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

(質問及び検査)

第一四一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第一四二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

【レジメ 4】

児童福祉法

第五六条

3 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

10 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

国民健康保険法

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

介護保険法

(滞納処分)

第四百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

河川法

(強制徴収)

第七十四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督

【レジメ 4】

督促を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

- 3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。
- 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。
- 5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

道路法

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は、督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。
- 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。
- 5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

生活保護法

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受け

【レジメ 4】

たときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

母子及び寡婦に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

1. 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
2. 配偶者の生死が明らかでない女子
3. 配偶者から遺棄されている女子
4. 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
5. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている女子
6. 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

4 以下省略

(母子福祉資金の貸付け)

第13条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

【レジメ 4】

1. 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
 2. 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
 3. 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
 4. 前3号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの《改正》平14法119
- 2 以下省略

(寡婦福祉資金の貸付け)

第32条 第13条第1項及び第3項の規定は、寡婦（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その20歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに関しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第7条第2項において同じ。）について準用する。

以下省略

- 2 以下省略

さいたま市母子及び寡婦福祉法施行規則

(母子福祉資金の貸付けの申請)

第2条 法第13条第1項、法附則第3条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養している児童(申請者が児童の場合にあっては、当該児童及び当該児童を扶養している者)の戸籍謄本
 - (2) 申請者(申請者が児童の場合にあっては、当該児童を扶養している者)が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子であることを証明する書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、貸付けを受けようとする母子福祉資金の種別に応じた書類
- 2 前項第3号に規定する書類は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる書類とする。
- (1) 事業開始資金 事業開始計画書及び経費の見積書
 - (2) 事業継続資金 事業継続計画書及び経費の見積書
 - (3) 修学資金 申請者が扶養している者(申請者が児童の場合にあっては、当該児童)の入学しようとする学校の合格通知書の写し若しくは合

【レジメ4】

格証明書又は在学している学校の在学証明書

- (4) 技能習得資金 申請者が知識技能を新たに習得し、又は現に習得中である旨及び習得期間を記載した習得先の発行する証明書
 - (5) 修業資金 申請者が扶養している者(申請者が児童の場合にあっては、当該児童)が知識技能を新たに習得し、又は現に習得中である旨及び習得期間を記載した習得先の発行する証明書
 - (6) 就職支度資金 申請者が扶養している者(申請者が児童の場合にあっては、当該児童)の就職を証する書類
 - (7) 医療介護資金 医療を受けるのに必要な資金については、医療を受ける期間及び医療費負担額(見込額)を記載した医師等の発行する証明書及び特に経済的に困難な状況にあると認められる場合にあっては、所得税が課されていないことを証する書類、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する保険給付に係るサービス(以下「介護」という。)を受けるのに必要な資金については、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間が確認できる書類
 - (8) 生活資金 失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金については、失業している期間中であることを証する書類
 - (9) 住宅資金 平面図、経費の見積書又は住宅の補修、保全、改築若しくは増築に関する計画書
 - (10) 転宅資金 住宅の賃貸借契約書又は住宅使用承認書の写し
 - (11) 就学支度資金 申請者が扶養している者(申請者が児童の場合にあっては、当該児童)の入学しようとする学校又は入所しようとする修業施設の合格通知書の写し若しくは合格証明書又は入所することを証する書類
 - (12) 結婚資金 申請者が扶養している者の婚姻又は婚約を証する書類
- 3 法第14条の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、団体貸付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 母子福祉団体の定款の写し
 - (2) 母子福祉団体の登記簿謄本
 - (3) 理事の戸籍抄本及び住民票の写し
 - (4) 母子福祉団体の行う全ての事業に係る申請の日の属する年度の前年度における収支計算書及び事業の概要
 - (5) 母子福祉資金の貸付けに係る事業の計画書及び当該事業に要する経費の見積書
- 4 法附則第3条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする父母のいない児童は、資金貸付申請書に第1項第3号に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

【レジメ 4】

- (1) 貸付けを受けようとする児童の戸籍謄本
- (2) 父母のいない児童であることを証明する書類
- (3) 後見人の戸籍謄本

(貸付けの決定)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付ける旨の決定をしたときは母子・寡婦福祉資金貸付決定通知書(様式第 3 号)を、貸付けない旨の決定をしたときは母子・寡婦福祉資金貸付不承認通知書(様式第 4 号)を、それぞれ申請者、母子福祉団体又は前条第 4 項の父母のいない児童(以下「申請者等」という。)に交付するものとする。

(借用書の提出)

第 5 条 第 3 条の貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに母子・寡婦福祉資金借用書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の借用書には、令第 9 条第 1 項の保証人(以下「保証人」という。)又は後見人の印鑑証明書(母子福祉団体にあつては理事の印鑑証明書)を添付しなければならない。

【レジメ 4】

参考判例

最判昭59. 12. 13

公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであって、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法一六条）、入居者は一定の条件を具備した者でなければならないこと（法一七条）、事業主体の長は入居者を一定の基準に従い公正な方法で選考すべきこと（法一八条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例三条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（一条、二条）、家賃（一条、二条、一二条、一三条、一四条）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。

最判昭46. 11. 30

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は私法上の金銭債権であって、公法上の金銭債権でなく、したがって、その消滅時効については、『法律に特別の定めがある場合』として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

かつては、自治法236条2項に規定する「法律に特別の定めがある場合」には、民法145条は含まれず、したがって、時効の援用及び放棄に関しては、公法上の金銭債権のみならず、私法上の金銭債権にも同条同項が適用されるとの取扱いであった（昭和38年12月19日自治庁行発93号）。しかし、自治省は、上記最高裁判決の趣旨に則り、従来の見解を変更した（昭和47年6月19日自治行46号）。

最判平17. 11. 21

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

以上と同旨の見解に基づき、本件の診療費等の債権のうち、その履行期から本件訴え提起時まで3年を経過したものについて、時効により消滅したとする原審の判断は、正当とし

【レジメ 4】

て是認することができる。

最判平16. 4. 23

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条, 地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば, 客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず, 原則として, 地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

最判平21. 4. 28

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条, 地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば, 客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず, 原則として, 地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない(最高裁平成12年(行ヒ)第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照)。……被告人らによる不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容, 別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく, かつ, 前記のような理由のほかには不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく, 同請求権の不行使が違法な怠る事実当たらないとした原審の判断には, 判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

大阪高判昭44. 9. 29

地方公共団体の公の施設ないし公営事業は, 公法的色彩を帯びる法規に服するけれども, その使用料ないし料金は, 必ずしも常に公法上の性質を有するとは限らず, ことに地方公共団体の水道事業の経営は, 公共の福祉の増進を本来の目的としているが, 他面, 企業の経済性発揮の原則を維持し, 独立採算制を建前としてその運営経費は事業収入に依存するものとし(地方公営企業法3条, 17条の2第1項参照), 水道水の供給とその料金の支払とは相互的対価関係に立つものであり, その限りにおいて私法上の双務契約と性質を異にするものではなく, また水道法15条1項は『水道事業者は需用者から給水契約の申込をうけたときは……』と規定して, 水道事業者と需用者の関係が対等の立場に立つ契約関係をあらかず文言を使用していることなどから考えると, 地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は, その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。

近年, 東京高裁平13. 5. 22がこれと同様の判断を示したうえ, 水道供給契約によって供給される水は, 民法173条の「生産者, 卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるもの」というべきであるから, 結局, 本件水道料金債権についての消滅時効期間は, 民法173条所定の2年間と解すべきこととなると判示したところ, 水道事業者は, 最高裁に上告受理の申立をしたが, 最高裁は上告を受理せず(最決平15. 10. 10), 上記東京高裁が確定した。

【レジメ 4】

広島地判福山支部平20. 2. 21は、福山市の市営住宅にかかる連帯保証人に対する請求につき、「公営住宅が住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉増進を目的としていることから、公営住宅の賃貸借契約に基づく賃料等の滞納があった場合の明渡等請求訴訟の提起に関して、その行政実務において、滞納額とこれについての賃借人の対応の誠実さを考慮して慎重に処理すること自体は相当且つ適切な処置であるとしても、そのことによって滞納賃料等の額が拡大した場合に、その損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは許されず、明渡等請求訴訟の提起を猶予する等の処置をするに際しては、連帯保証人からの要望があった場合等の特段の事情のない限り、滞納額の増加の状況を連帯保証人に適宜通知して連帯保証人の負担が増えることの了解を求めるなど、連帯保証人に対しても相応の措置を講ずべきものであるということが出来る。」としたうえ、「平成5年12月20日に催告書を送付したのを最後に、平成18年10月11日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外Aの賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないものというべきである。」として福山市の上記連帯保証人に対する請求を棄却した。

名古屋高判平21. 6. 30、平21. 7. 16（同一裁判体による判決）は、同時廃止の事案について、破産管財人が選任されず、破産管財人による清算手続が行われないまま破産手続が終了してしまうことを理由に、同時廃止によっては法人格は当然には消滅せず、清算終了により法人格が消滅すると判示している。

東京高判平19. 5. 8は、異時廃止の事案について、「会社について、破産手続の費用を償うに足りないとして異時廃止による破産廃止決定がされた場合、会社に配当すべき破産財団がないことは明らかであるが、清算すべき財産（残余財産）が存在していることも多いから、残余財産が存しないことが明らかでない以上、会社は清算の目的の範囲内で存続し、清算の終了によって法人格が消滅するというべきであり（会社法476条、[以下条文省略]）、会社の法人格が消滅したことを主張する者は、清算すべき残余財産が存しないことを主張立証すべきものというべきである。」と判示している。

浦和地判平12. 4. 24

本件滞納者は、平成八年度に市民税の滞納について不納欠損として処理された者のうち、不納欠損金額が一位の者であり、昭和六〇年度から昭和六三年度までの市民税の滞納金は、合計約七四三万三一七四円にもぼる者であった上、本件補助職員は、本件滞納者に対して、督促状を発した後、電話による納税指導を二回、面接による納税指導を五回行ったほか、昭

【レジメ 4】

和六〇年度分等については、合計七回、昭和六二年度分については、合計八回、催告書を送付しているにもかかわらず、本件各市民税を納税することはなかったのであるから、本件滞納者には、本件各市民税を納付する意思がないことは、すでに明らかになっていたというべきであり、このような滞納者に対しては、本件補助職員が、納税意識に訴えて、本件各市民税を納付するよう指導したとしても、任意に本件各市民税を納付することは期待できない状態であったとみるのが相当であり、・・・本件補助職員が、本件滞納者が本件各市民税の徴収を保全するに足りる不動産を所有していたにもかかわらず、本件不動産について参加差押を行わずに、漫然と電話を二回、面接を五回したほか、催告書の送付を八回繰り返していたという本件の事実関係に照らせば、滞納件数に比して徴税整理に当たる職員の数が少なかったという事情は、法三三一条一項、五項に定める行為を行うことができなかつたことを正当化する合理的な理由にはならないというべきである。

新座市では、市民税の督促及び催告をすること、差押えに伴う登記をすること、参加差押を行うこと等は財務部納税課長の専決とする旨定められているが（新座市事務決済規程、乙第一号証）、新座市長である被告は、市民税を賦課徴収する事務を管理し、執行する権限を有しているから（地方自治法一四八条一項、二条三項二一号、一四九条三号、新座市税条例三条（乙第六号証））、たとえ、市民税の督促及び催告、差押えに伴う登記、参加差押等の権限が財務部納税課長の専決とされていたとしても、被告は、財務部納税課長が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務を負うというべきであり、右義務に違反して、故意又は過失により、財務部納税課長の財務会計上の違法行為を阻止しなかつた場合は、新座市に対し、右財務会計上の違法行為により新座市が被つた損害を賠償する責任を負うものと解すべきである。

津地判平 17. 2. 24

地方税法は、租税法律主義に基づき課税権の主体としての地方公共団体と納税者としての住民との間の租税に関する法律関係を規制するものであるところ、地方税法 373 条 1 項は、市町村吏員に対して、督促状を發して 10 日以内に徴収金を完納しない滞納者の財産を差し押さえる権限を与えたものであるが、他方で、同法 15 条が、上記（1）アのとおり、地方税の徴収猶予について規定し、同法 15 条の 5 が、滞納者が徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められ、かつその財産を直ちに換価することにより事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあり、換価を猶予することが、直ちに換価をするよりも滞納にかかる徴収金及び最近に納付すべきこととなる徴収金の徴収上有利であるときは、換価の猶予のために必要だと認められれば、地方団体の長は、差押えにより事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予することが、2 年を超えない範囲でできるものとしていることからすると、滞納者に対して滞納処分を行う対象や時期については、一方では、個々の滞納者の担税力や誠実なる納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しながら、他方では、公平を欠き、偏頗な徴税行為であるとの非難を受けることのないよう、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される。

【レジメ 4】

したがって、固定資産税の滞納分に対する督促状を発してから10日以内に差押えがされないからといって、当然にこれが地方税法に違反するとはいえないが、差押え等滞納処分を取られないために実質的に公金徴収権の確保が図られない場合や、公平を欠き偏頗な徴税行為であるとみられる場合には、地方団体の長はその裁量を逸脱し、徴収金の徴収を違法に怠るものと解するのが相当である。

名古屋高判平18. 1. 19

徴税をする地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力（担税力）や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される。

したがって、本件において、本件延滞金に対する督促状を発してから10日以内に差押えがなされないからといって、当然にこれが地方税法に違反するとはいえないが、差押え等の滞納処分がとられないことにより、実質的に公金徴収権の確保が図られないと認められる場合、あるいは、一般的にみて公平を欠き、偏頗な徴税行為であると認められる場合等には、地方団体の長は、その裁量を逸脱し、徴収金の徴収を違法に怠るものと解するのが相当である。

平24. 7. 18東京地裁判決

賃借人は賃料不払を続けながら賃貸建物を明け渡さないという事態が生じた場合、賃貸人には、保証契約の当事者として、保証人の上記支払債務が当該保証契約に即して通常想定されるよりも著しく拡大する事態が生ずることを防止するために、当該保証人との関係で、解除権等の賃貸人としての権利を当該賃貸借の状況に応じて的確に行使すべき信義則上の義務を負うというべきであり、当該賃貸人が当該権利の行使を著しく遅滞したときは、著しい遅滞状態となった時点以降の賃料ないし賃料相当損害金の当該保証人に対する請求は、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである、保証人に対する約5年分の滞納使用料の請求のうち、3年分を認め、その余の請求を棄却した。

【レジメ4】

江戸川区の私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、区の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「区の私債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「私債権の管理に関する事務」とは、区の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第三条 区の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第四条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の私債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第五条 区長は、区の私債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、区長が別に定める。

(督促)

第六条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第八条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下

【レジメ 4】

のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、区長は、これを議会に報告しなければならない。

（履行期限の繰上げ）

第九条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第十一条 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約）

第十二条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得な

【レジメ 4】

いと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第十三条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとつ

【レジメ 4】

た日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[江戸川区の私債権の管理に関する条例](#)（平成十八年三月江戸川区条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第二条 部長（[江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条](#)に規定する部の長及び教育委員会教育長をいう。）は、[条例第五条](#)の規定により台帳を整備するものとする。

- 2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 私債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所
 - 三 私債権の額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 一部改正〔平成二〇年規則三一号〕

(督促)

第三条 [条例第六条](#)に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に発するものとする。

- 2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から十五日以内において定めるものとする。

- 3 第一項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第四条 [条例第七条](#)本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

(徴収停止後の期間)

第五条 [条例第十四条第一項](#)第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。